

【論 説】

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について

山 田 茂

目 次

- 1 はじめに
- 2 全国・都道府県別登録人口データの明細
- 3 市区町村別登録人口データの明細
- 4 むすびにかえて

1 はじめに

国勢調査の結果は、市区町村における住民の実際の居住状況を概ね反映しており、年齢のほか世帯・住居の状態・就業状態など詳細な調査項目を持つデータとしてよく知られている。他方、住民基本台帳に登録された地域別年齢別人口データは、行政機関のみならず地域内の事業者・住民組織および地域の諸現象を研究対象とする研究者にとって重要なデータである。また、住民基本台帳への登録手続きは、市区町村による実態調査・職権による記載・消除などの例外を除き、住民自身の届出によって開始される。特に転入の届出の際には従前の居住地市区町村が発行した転出証明書を14日以内に転入先市区町村へ提出する必要がある。

ところで、市区町村が具体的な事業計画を立案するときには、行政施策の直接的な対象者に限定した登録人口数の情報の方が、行政施策の直接の対象ではない（住民基本台帳に登録されていない）居住者を含む国勢調査が把握した人口数よりも必要性が大きい。特に次年度の特定年齢層を対象とする行政施策の計画策定および予算編成¹⁾の際には年齢別人口データは不可欠の

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)ものといえる。

筆者は、2009年6月～10月に年齢別登録人口データについて個別市区町村が設けたインターネット・サイトの検索を行い、収録されているデータの主要な傾向について山田(2009)において概括的な考察を行った。今回、前回のほぼ5年後の時点に相当する2014年10月～12月に同様の検索を行った²⁾。

以下の考察では、今回の検索結果と前回の検索結果の比較および地域別の傾向に重点をおいて分析を進める。なお、転入・出生などの動態データの収録状況については次の機会に取り上げる。

年齢別登録人口データは、2014年12月現在、市区町村別データのほかに総務省自治行政局による全国の登録人口を対象としたものおよび都道府県が自地域を対象としたものが公表されている。明細は次節において紹介する(表2-1・表2-2)が、全国の登録人口を対象としたものおよび都道府県が自地域を対象としたものにも市区町村別に分割したデータが含まれている。

ところで、筆者による前回の検索後、総務省自治行政局による住民基本台帳を利用した集計の運用において次の2点の変更が行われた。すなわち、①改正住民基本台帳法の2012年7月9日の施行により一定の条件に該当する外国人住民の住民基本台帳への登録開始に伴い、大部分の外国人住民への集計対象の拡大、②集計基準日・対象期間の変更である。

この2点の具体的な変更内容は次の通りである。①では集計対象に「(3か月以上の) 中長期在留者」・「特別永住者」などに該当する外国人³⁾が2012年7月以降加えられた。②では集計基準日が2013年分までの3月31日から2014年分から1月1日に変更され、これに伴って出生・死亡・転入・転出などの人口動態に関わる事象の集計対象期間(12か月間)も集計基準日とその期末に相当する年度から集計基準日の前日で終わる暦年に変更された。

2点とも住民基本台帳に登録された人口の集計結果に比較的大きな影響を与える変更であるので、個別市区町村による年齢別登録人口データの検索結果を詳しく検討する前にこの2点に関わる外国人の地域的な分布状況と新旧基準日前後の期間における移動者の状況をみておこう。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

まず外国人の地域的な分布状況を試みよう。

表1-1は、総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による2014年1月1日時点の外国人比率および社会増減率(転出者と転入者の差の期首人口に対する比率)を総人口に対する外国人比率が上位の10都府県および下位の10道県について示したものである。外国人比率は、全国レベルでは外国人比率は総人口の1.6%にすぎないが、東京都などの大都市が所在する都道府県を中心に2.5%以上の高率の地域がみられる。また、外国人の社会増減率は、ほとんどの地域において日本人よりも高いので、一般に日本人住民より転出・転入の可能性が大きいといえる。

表1-1 都道府県別外国人住民¹⁾ 比率と社会移動率(2014年1月1日現在)

				(単位 %)			
都道府県	対総人口 ²⁾ 外国人 比率	社会増加率 ³⁾		都道府県	対総人口 ²⁾ 外国人 比率	社会増加率 ³⁾	
		日本人	外国人			日本人	外国人
全 国	1.56	-0.00	-0.41				
(外国人比率が最上位10都道府県)				(外国人比率が最下位10道県)			
東京都	2.99	0.54	0.59	青森県	0.28	-0.44	1.14
愛知県	2.54	0.10	-1.83	秋田県	0.34	-0.43	0.68
三重県	2.21	-0.15	-1.82	宮崎県	0.37	-0.24	2.46
大阪府	2.25	0.04	-0.29	鹿児島県	0.37	-0.20	1.00
岐阜県	2.07	-0.23	-4.03	北海道	0.40	-0.15	1.41
群馬県	2.01	-0.13	-0.58	岩手県	0.41	-0.18	1.66
静岡県	1.88	-0.20	-6.84	高知県	0.44	-0.26	-0.27
京都府	1.99	-0.08	-0.74	福島県	0.48	-0.26	4.78
神奈川県	1.76	0.11	-0.85	佐賀県	0.50	-0.21	-0.84
千葉県	1.70	0.03	1.32	熊本県	0.52	-0.16	3.59

1)対象は「中長期在留者」・「特別永住者」・「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」および「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」。

2)「日本人」と「外国人」の合算。

3)2013年1月～12月分。対期首人口。

(出所)総務省自治行政局(2014)「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
総務省サイト(http://www.soumu.go.jp/main_content/000297547.pdf)

表1-1の集計は、2014年分からしか利用できないが、法務省による「在留外国人統計」は、その前身の外国人登録統計も含めれば、1947年分から利用できる。表1-2は、2013年末時点の「在留外国人統計」による外国

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)人登録数を外国人の比率が高い上位 10 都府県について示したものである。表 1 - 1 と比べて対象人口の範囲⁴⁾が多少広い⁵⁾が、表 1 - 1 と同じく大都市が所在する地域において外国人の比率が高い。このような傾向は、以前の年次から継続的にみられる。

表 1 - 2 2013 年末都道府県別在留外国人数と総人口との比較

地域	2013 年末 在留外国人 ¹⁾	2013 年 10 月 1 日 現在の総人口 ²⁾	左記総人口 に対する 外国人比率
(単位)	(人)	(千人)	(%)
全 国	2066445	127298	1.62
東京都	407067	13300	3.06
愛知県	197808	7443	2.66
三重県	42945	1833	2.34
大阪府	203921	8849	2.30
岐阜県	45105	2051	2.20
群馬県	42171	1984	2.13
静岡県	75467	3723	2.03
京都府	52266	2617	2.00
神奈川県	165573	9079	1.82
千葉県	108848	6192	1.76
その他	725274	70227	1.03

1)対象は「中長期在留者」と「特別永住者」。

2)総務省統計局による推計人口。

(出所)法務省入国管理局(2014)「在留外国人統計」【第6表】
法務省サイト(<http://www.moj.go.jp/content/001127691.pdf>)

つぎに 2014 年分から実施された集計基準日の 3 月末から 1 月 1 日への変更の影響をみてみよう⁶⁾。

表 1 - 3 は、全国についての月間移動数データのうち新旧の集計基準日である 3 月 31 日と 1 月 1 日前後の状況と新しい集計基準日である 1 月 1 日の曜日を、2006 年以降について示したものである。なお、2006 年から転出者のカウントの基準日が、2005 年までの転出届の提出日から転出予定日へ変更された。

毎年 3 月と 4 月には他の月の 2 倍近い社会移動（都道府県内間移動および

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田都道府県内移動を含み、市区町村内移動を除く)が発生しているが、12月の移動数の年平均に対する水準は70%台で推移しており、変動は大きくない。これは、年末年始の曜日の配列が変動して市区町村役場の閉庁期間が伸縮しても、年末年始には移動数自体が少ないために大きな影響が生じないことを意味する。

また、12月と翌年1月の合計移動数の内訳は、2008年を除いて12月がほぼ52%台で安定している。例外的に12月の比率が他の年次よりかなり小さい2008年については次のような事情が作用したのではないかと考えられる。2008年のように12月31日が水曜日の場合、多くの市区町村役場の閉庁日が土曜日と日曜日であるので、年末年始の閉庁期間は12月27日(土曜日)から1月4日(日曜日)までと最長になる。このように閉庁期間が長くなれば、転出届の受付が12月には減り、1月に持ち越される。なお、12月31日が火曜日であった2013年にも2008年に似た事情が作用していると考えられる。

以上の検討により、静態人口の集計基準日としては、3月31日よりも1月1日の方が、社会移動の影響が相対的に小さいという意味で適切といえる。

表1-3 集計基準日前後の月次移動者数¹⁾と集計基準日の曜日

年次	月次移動数の水準(年平均=100)				翌年1月との 合計移動数に 占める 12月の比率(%)	翌年 1月1日 の曜日
	3月	4月	12月	翌年1月 ²⁾		
2006年	206.3	185.4	76.9	70.4	52.2%	月曜日
2007年	201.3	188.3	75.5	67.9	52.7%	火曜日
2008年	209.1	189.1	76.6	78.5	49.4%	木曜日
2009年	215.2	182.8	75.4	66.5	53.1%	金曜日
2010年	216.4	180.9	78.0	69.7	52.8%	土曜日
2011年	203.1	173.8	77.3	70.3	52.4%	日曜日
2012年	201.5	182.5	77.9	70.5	52.5%	月曜日
2013年	198.2	194.4	77.5	71.8	51.9%	水曜日

1)日本人移動者に限定。2)前年の月間平均移動数=100として算出した。
(出所)総務省統計局(2007~2014)

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) つぎに、地域別人口の社会移動の把握の必要度を年齢層別にみてみよう。中年層および高齢層は、一般に移動の可能性が小さい。これに対して乳幼児とその親の年齢層は学校卒業の年齢層に次いで移動が多い。また、乳幼児層は保健・保育サービス関連などの行政側の施策が特に必要と考えられる。そこで乳幼児層の社会移動の状況を検討してみよう。乳幼児とその親から構成される世帯の転入は住宅の新設が続く大都市周辺の地域において集中して発生している。

表1-4は、東日本大震災前の2010年における乳幼児層の転入超過数を主要な政令指定都市・東京都の特別区の周辺の地域について示したものである。転入先の市区町村の同一年齢層の住民数と比べて相当な規模の転入超過といえる。このような年齢層の転入は、これらの地域のうち特定の市区町村に集中的に発生していると考えられる。個別の市区町村および地域内で活動する事業者などが翌年度に備えるために細分された年齢別人口の規模を早期に把握する必要があることを示唆している⁷⁾。

表1-4 地域別年齢別転入超過数 (2010年)

各都県の 政令指定都市 ・特別区 以外の地域	年齢別転入超過数 ¹⁾		
	0~4歳	5~9歳	
	うち0歳		
宮城県	548	67	210
埼玉県	1204	668	26
千葉県	1427	502	557
東京都	1495	380	850
神奈川県	1134	360	525
愛知県	-421	-14	-181
大阪府	664	284	-229
福岡県	572	129	125

1)市区町村又は都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた数

総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
年報(詳細集計) 第9-3表
総務省統計局(2011)

注

- 1) 納税方法を在職中の勤務先による徴収から変更する住民数に影響を与える定年退職者の予測にも年齢別登録人口データは必要である。松木（2010）
- 2) 全部の市・特別区が設けたインターネット・サイトを閲覧し、一部の都市には、不明点の問い合わせを行った。町村のサイトについては、検索エンジンが提供するキーワードによる検索サービスを利用した。利用したキーワードは、「住民基本台帳」「住民記録」「住民票」「年齢別登録人口」「年代別人口」などである。今回の検索期間は2か月以上に及ぶため期間内の変動などを見落としている可能性は否定できない。
- 3) このほか「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」および「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」が含まれている。
- 4) 表1-2の集計対象には「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」および「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」が含まれていない。
- 5) 2013年末の在留外国人統計による全年齢総数は約206.7万人、2014年1月1日現在の住民基本台帳登録者のうち外国人住民の全年齢総数は約200.3万人である。年齢階層別にみると、前者の上回り幅は幼児と30代以上において他の年齢層より大きい。
- 6) 基準日・対象期間変更の理由として、「調査精度の向上等」が挙げられている。総務省自治行政局住民制度課（2014a）なお、個人に対する地方税は住民登録が1月1日現在ある市区町村が原則として納税先となる。
- 7) 山口県周南市・同県光市の集計表では、6歳以下だけが各歳別に表示され、7歳以上は3歳幅ないし5歳幅の表示となっている。山口県周南市(2014)・同県光市(2014)

2 全国・都道府県別登録人口データの明細

本節では中央省庁および個別都道府県がインターネット上で提供する年齢別登録人口関連データの明細を取り上げる。

表2-1は、中央省庁が2014年12月現在提供している年齢別登録人口関連データの明細を、静態人口と動態人口に分けて示したものである。このうち総務省自治行政局による「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」は、市区町村が管理している住民基本台帳の登録者に関するデータが都

表2-1 全国を対象とする住民数関係統計資料

状態 ／動態	資料名	作成主体	対象人口	方法	周期 (対象期間)	年齢区分	地域別表章 の最小地域
静態	国勢調査報告	総務省統計局	3か月以上の 居住予定者	自計式調査	5年	各歳	市区町村
	住民基本台帳に基づく 人口、人口動態及び 世帯数調査	総務省自治行政局	日本人・ 登録外国人など ¹⁾	報告	1年	5歳階級 ²⁾	市区町村 ²⁾
静態	在留外国人統計 ⁴⁾	法務省入国管理局	特定の外国人 ⁵⁾	報告	1年	5歳階級 ⁶⁾	都道府県 ・市区 ⁷⁾
	推計人口	総務省統計局	国勢調査と同一	国勢調査の 結果を出生数・ 死亡数などで 加減	月	5歳階級 ⁶⁾	都道府県
動態	住民基本台帳 人口移動報告	総務省統計局	転入などを提出 した日本人・ 登録外国人 ⁸⁾	報告	月	各歳 ¹⁰⁾	市区町村
	人口動態統計	厚生労働省 統計情報部	日本に在住の 日本人	報告	月	各歳 ¹¹⁾	都道府県・ 18大都市
	出入国管理統計	法務省入国管理局	出入国者	業務統計	月	5歳階級	出国日本人 のみ都道府 県別

1)2012年分までは日本人のみ。外国人の範囲は「中長期在留者」・「特別永住者」・「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」
および「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」

2)2014年分までは3月31日。

3)日本人住民には青森市・横浜市・柏崎市・上野原市・西尾市において「年齢不詳者」が男性計2名、女性計5名含まれている。

4)旧「外国人登録統計」

5)外国人の範囲は、「中長期在留者」および「特別永住者」。

6)2010年分から。月次は5歳階級。

7)年齢別集計は都道府県別のみ。

8)都道府県については年齢別推計は各年10月1日現在分のみ。

9)外国人を含む総移動者数は2013年7月分から公表、

10)市区町村は年齢3区分集計のみ。 11)月間集計は5歳階級別。年間集計は各歳別。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) 都道府県経由で報告され集計されたものである。次節で述べるように多数の市区町村がこのデータを独自に公表している。

表2-1から全般に対象地域が細分されるほど、周期が長くなっているといえる。特に市区町村単位の年齢別静態人口データは、5年周期ないし年周期でしか利用できない。年齢区分も国勢調査以外の静態人口データは5歳階級別である。

つぎに、都道府県によって提供されている自らの管轄地域の登録人口の年齢別登録人口データをみてみよう。都道府県は、総務省自治行政局に報告する登録人口データを住民基本台帳を管理している市区町村から報告を受ける必要がある。

表2-2 都道府県がサイトで公表している年齢別登録人口静態統計¹⁾

都道府県	方法	担当	サイト収録開始年	周期	集計の基準日	最新結果の公表日	集計表の区分		
							外国人	地域 ²⁾	年齢 ³⁾
埼玉県	市町村からの報告	統計課	1979年分	年	1月1日	約80日後	合算	町丁字	各歳
千葉県	同上	統計課	1985年分	年	4月1日	約4ヶ月後	合算 ⁴⁾	町丁字	各歳
東京都	市区町村からの報告	統計課	1995年分 ⁵⁾	年	1月1日	約3ヶ月後	区分して表章	区市町村	各歳 ⁶⁾
奈良県	市町村からの報告	統計課	1990年分	年	10月1日	約70日後	合算	市町村	5歳階級
高知県	住基ネット利用	統計課	2006年分 ⁷⁾	月	毎月末	—	除外	市町村	3区分

1)総務省自治行政局公表データの再録・法務省による在留外国人に関するデータの再録および各都道府県が算出した推計人口・年齢別に区分されていない住民基本台帳人口を除く。

2)政令指定都市については市域内の行政区別表章を含む。

3)各歳別の場合、5歳階級・3区分別も公表されている。

4)2013年分から外国人を合算した住民基本台帳人口を収録。2012年分までは一部の市については日本人。だけを集計。なお、同県総合企画部国際課が12月末現在の外国人の全年齢総数を2012年分から公表。

5)区部・市部・町村部別の年齢3区分別人口は1957年分から収録。

6)外国人は5歳階級別集計だけを収録。

7)2011年10月分まで収録。

表2-2は、都道府県が2010年前後以降の期間について公表している年齢別登録人口データの明細を示したものである¹⁾。総務省自治行政局が公表しているデータと対象時点および外国人の取り扱い方式が同一のものは除いた。このうち高知県による月次データの公表は、2011年11月以降中止され

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) ている。

人口流入が継続している東京大都市圏の3都県および奈良県では、年齢別登録人口データが比較的長期間にわたって提供されている。しかし、いずれの都県においても市区町村単位のデータは年単位より短い周期では提供されていない。

このような事情から人口流入が多い個別市区町村が、自らの管轄地域の行政施策の対象である登録人口の年齢が細分されたデータを短い周期の独自に作成・公表する必要性が示唆される。

注

- 1) このほか30余りの都県が、2014年12月現在市区町村別年齢別推計人口を年周期(多くは毎年10月1日現在)・半年周期(長野県・佐賀県)・四半期周期(茨城県・新潟県・福井県・岐阜県・滋賀県・徳島県)・月次周期(福島県・高知県・福岡県)で公表している。このうち青森県・岩手県・秋田県・茨城県・新潟県・富山県・長野県・滋賀県・島根県・香川県・長崎県・大分県・宮崎県の2013年分・2014年分各歳別推計結果では、人口流出地域の若年層・高齢層において実数がマイナスとなる市町村が発生している。これは、転出届の提出が、実際の転居よりも遅れがちであることを示唆している。

3 市区町村別登録人口データの明細

本節では、市区町村が設けたインターネット・サイトに収録されている年齢別登録人口データの明細を取り上げる。前節においてみた全国および都道府県を対象地域とするデータに含まれている市区町村を対象地域とするデータが利用できるにもかかわらず、個別市町村が独自にサイト上で公表している背景には固有の必要性が作用していると考えられる。

そこで以下の分析では、①市区町村の所在地域の共通の傾向、②外国人を含む市区町村の総人口の規模別の傾向および③市区町村人口の社会増減率別の傾向に重点をおいて検討する。①は大都市圏の中心大都市との関係の強弱

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)などに対応した地域人口構成の特性を、②は登録人口データの集計とサイト運営関連の経費などの負担力¹⁾を、③は早期に利用可能な年齢別登録人口データの必要性を概ね反映していると考えられる。

まず年齢別登録人口データのサイト収録の有無自体をみてみよう。なお、年齢別登録人口をサイトに収録していない市区町村のほとんどが年齢別に区分されていない男女別登録人口総数を自サイトに収録している²⁾。

表3-1は、2009年および2014年における年齢別登録人口データの収録状況を市区町村の所在地域の属性別に示したものである。なお、市町村合併・町村の市への昇格のために各区分の市区町村総数自体が若干変動している。

2014年の収録率は、各区分において全般に2009年よりも上昇している。また、両年次とも収録率は、「農村色」が濃い町村部³⁾・小都市では低く、東京都・政令指定都市など「都市色」が濃い地域ほど高くなっている。

つぎに、表3-2は、2009年時点および2014年時点の年齢別登録人口データの収録状況を、外国人を含む総人口の規模別に示したものである。総人口の規模のデータは各市区町村の2009年3月末時点および2014年1月1日時点のものを利用した(表3-5・表3-8・表3-10・表3-11・表3-13も同一である)。収録率は、両時点とも人口規模が大きい市区町村ほど概ね高くなっている。同一区分の市区町村では、2014年時点の収録率の方が、概ね高い。ただし、3万人以上の町村では2009年以降に一部の町村が市へ昇格したために収録率が低下している。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

表3-1 年齢別住民数データの収録自治体数 所在地域

所在地域	2009年10月		2014年12月			
	市区町村 総数 ¹⁾ (A)	収録市区町村数		市区町村 総数 ¹⁾ (C)	収録市区町村数	
		(B)	収録率 (B)/(A)		(D)	収録率 (D)/(C)
総数	1800	591	33%	1742	645	37%
町村	994	46	5%	929	76	8%
3大都市圏外 ²⁾	782	25	3%	732	48	7%
3大都市圏内	212	21	10%	197	28	14%
一般の市・特別区 ³⁾⁴⁾	760	505	66%	766	526	69%
3大都市圏外	444	246	55%	456	261	57%
3大都市圏内	316	259	82%	310	265	85%
名古屋圏 ⁵⁾	70	56	80%	72	62	86%
大阪圏 ⁶⁾	102	78	76%	98	79	81%
東京圏 ⁷⁾	144	125	87%	140	124	89%
3大都市圏外の 県庁所在都市 ⁸⁾	28	22	79%	27	23	85%
政令指定都市	18	18	100%	20	20	100%
(再掲)						
東京都の市	26	25	96%	26	26	100%
東京都の特別区	23	23	100%	23	23	100%
東京圏内の 東京都以外の都市	95	77	81%	91	75	82%

1)総務省自治行政局(2014)「都道府県別市町村数の変遷」

2)住民数が0人の北海道の6村を除く。

3)市および特別区の総数は、2009年10月～2014年12月において806から813に増加した(うち市は783から790に増加)。

4)市および特別区の総数は、2014年1月～2014年12月において812から813に増加した(2014年1月に岩手県滝沢村が市に昇格)。

5)名古屋圏は、愛知県・岐阜県・三重県。県庁所在都市を含む。

6)大阪圏は、大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県。県庁所在都市を含む。

7)東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。特別区を含む。

8)政令指定都市を除く。

すでに述べたように転入者の増加の規模は早期に把握する必要がある。

表3-3は、2009年時点および2014年時点について収録状況を市区町村人口の集計基準日前の1年間についての社会増減率別に示したものである。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

表3-2 年齢別住民数データの人口規模別サイト収録状況

(単位:市区町村)

自治体	検索期間	2009年10月			2014年12月		
	人口規模 ¹⁾⁴⁾	市区町村 総数 ³⁾ (A)	収録 市区町村数 (B)	収録率 (B)/(A)	市区町村 総数 ³⁾ (C)	収録 市区町村数 (D)	収録率 (D)/(C)
総数		1800	591	33%	1742	645	37%
町村		994	46	5%	929	76	8%
	～3万人 ²⁾	916	37	4%	559	51	9%
	3万人～	78	9	12%	370	25	7%
一般の市・特別区 ³⁾⁵⁾⁶⁾		788	527	67%	793	549	69%
	～3万人	61	20	33%	78	29	37%
	3～5万人	194	75	39%	174	73	42%
	5～10万人	267	191	72%	271	196	72%
	10～20万人	158	140	89%	156	144	92%
	20～30万人	42	38	90%	50	46	92%
	30～40万人	30	27	90%	27	24	89%
	40～50万人	21	21	100%	22	22	100%
	50万人～	15	15	100%	15	15	100%
政令指定都市		18	18	100%	20	20	100%

- 1)2009年3月末現在住民基本台帳人口。国土地理協会(2009) 2)住民数が0人の6村を除く。
 3)2007年12月～2009年10月において市・区総数806(市は783、東京の特別区は23)に変動はない。
 4)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口(日本人と外国人の合算)。国土地理協会(2014)
 5)市および特別区の総数は、2009年10月～2014年12月において806から813に増加した(うち市は783から790に増加)。
 6)市および特別区の総数は、2014年1月～2014年12月において812から813に増加した(2014年1月に岩手県滝沢村が市に昇格)。

2014年時点については、2008年度についての社会増減率別の収録状況も示した。ここでの社会増減率は、「基準日前の1年間における社会増減数」の「基準日1年前の時点の総人口」に対する比率である。また、「社会増減数」は、「転入者数等(転入以外の帰化などによる住民基本台帳への記載者を含む)」と「転出者数等(転出以外の国籍離脱などによる住民基本台帳からの消除者を含む)」の差である。

両時点とも直近の期間の社会増減率が高い地域ほど、年齢別登録人口データの収録率が高い傾向が、両時点とも明瞭である。しかし、2014年時点についての収録率を2008年度の社会増減率別にみた場合、社会増加率が+0.5%の上下において逆転がみられる。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

表 3-3 社会増減率別年齢別住民数データ収録状況

検索期間		2009年10月			2014年12月					
社会増減率の対象期間		2008年度			2008年度 ¹⁾			2013年暦年		
社会増減率 ²⁾		市区 町村 総数	収録 市区 町村 総数	収録率	市区 町村 総数	収録 市区 町村 総数	収録率	市区 町村 総数	収録 市区 町村 総数	収録率
総数		1800	591	33%	1742	645	37%	1742	645	37%
町村		994	46	5%	929	76	8%	929	76	8%
~-0.0%		773	31	4%	721	53	7%	721	51	7%
+0.0%~		221	15	7%	208	23	11%	208	25	12%
市・特別区		806	545	68%	813	569	70%	813	569	70%
~-1.0%		32	13	41%	32	13	41%	27	11	37%
-1.0%~-0.5%		171	79	46%	171	90	53%	180	101	53%
-0.5%~-0.0%		329	217	66%	330	222	67%	379	262	68%
+0.0%~+0.5%		198	167	84%	200	172	86%	168	140	82%
+0.5%~+1.0%		50	46	92%	54	46	85%	38	34	89%
+1.0%~		26	23	88%	26	26	100%	21	21	100%

1)2009年10月以降に市町村合併を実施した市町村の2008年度分の社会増減率は、合併後の市町村域全体についての社会移動についてのものを筆者が算出した。

2)基準日前の1年間の「社会増減数」の1年前の時点の総人口に対する比率である。

つぎに収録データの始期をみてみよう。過去のデータは、直近の傾向が継続的なものかどうかの判断などに必要である。

表3-4は、2009年時点および2014年時点について収録データの始期(開始年)を示したものである。2014年時点については市区町村の所在地域の属性別に示した。所在地域の区分方式は、表3-1と同一である。2009年時点と比べて、2014年時点では2010年以降を始期とするものが増えているが、2009年時点で収録されていたものの一部は削除されている。2005年分以前のデータを収録している市区町村の比率は、政令指定都市(90%)・東京都の特別区(70%)・3大都市圏外の県庁所在地(61%)において高く、町村(30%)・大都市圏外の都市(34%)において低い。

表3-5は、同じく2014年における収録データの始期(開始年)を2014年1月1日時点の総人口の規模別に示したものである。政令指定都市(2005年分以前のデータの収録率は90%)など人口規模が大きい自治体ほど早い時期からの年齢別登録人口データを提供しており、町村・小都市では2005年分以前のデータの収録率は3割前後と低い。

表3-6は、同じく2014年における収録データの始期(開始年)を、各

表3-5 年齢別住民数データの収録始期

人口規模 ¹⁾	2009年		2014年										政令 指定 都市
	総数	町村	一般の市・特別区										
			総数	町村	3万人～ ~3万人 ²⁾	3~5万人	5~10万人	10~20万人	20~30万人	30~40万人	40~50万人	50万人～	
総市区町村数	1950	1742	559	370	78	174	271	156	50	27	22	15	20
収録市区町村総数	591	645	51	25	29	73	196	144	46	24	22	15	20
(収録始期)													
～1995年	28	27	1	0	2	0	4	6	3	1	2	2	6
1996年～2000年	54	46	3	1	3	5	6	10	3	2	2	5	6
2001年～2005年	224	177	12	5	5	15	54	39	14	12	10	5	6
2006年～2009年	168	155	9	5	4	19	51	38	13	7	5	3	1
2010年～2011年	0	68	8	5	2	7	22	21	1	0	1	0	1
2012年～2013年	0	59	4	4	5	6	23	11	4	1	1	0	0
最新分以外の2014年	0	15	3	1	1	4	3	1	2	0	0	0	0
最新分のみ収録	118	98	11	4	7	17	33	18	6	1	1	0	0
2005年分以前収録率(%)	(51.8)	(38.8)	(31.4)	(24.0)	(34.5)	(27.4)	(32.7)	(38.2)	(43.5)	(62.5)	(63.6)	(80.0)	(90.0)

1)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会(2014)

2)住民数が0人の北海道の6村を除く。

表3-6 社会増減率別住民数データ収録状況(2014年)

社会増減率 ¹⁾	(単位:市区町村)												
	町村		市・特別区										
	総数	~ -0.0%	+0.0% ~	-1.0% ~ -0.5%	-0.5% ~ -0.0%	+0.0% ~ +0.5%	+0.5% ~ +1.0%	+1.0% ~	総数	~ -0.0%	+0.0% ~ +0.5%	+0.5% ~ +1.0%	+1.0% ~
該当市区町村総数	1742	721	208	27	180	379	168	38	21				
収録市区町村総数	645	51	25	11	101	262	140	34	21				
(収録始期)													
~1995年	27	1	0	1	1	16	6	2	0				
1996年~2000年	46	4	0	1	6	17	11	3	4				
2001年~2005年	177	13	4	1	28	74	40	10	7				
2006年~2009年	155	9	5	4	22	66	33	11	5				
2010年~2011年	68	6	7	2	8	24	14	3	4				
2012年~2013年	59	7	1	0	11	21	18	1	0				
最新分以外の2014年	15	2	2	1	4	5	1	0	0				
最新分のみ収録	98	9	6	1	21	39	17	4	1				
2005年分以前収録率	(39%)	(35%)	(16%)	(27%)	(35%)	(41%)	(41%)	(44%)	(52%)				

¹⁾2013年1月1日~2013年12月31日の増減率。国土地理協会(2014)

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) 市区町村の2013年についての社会増加率別に示したものである。社会増減率が年間0.5%以上の市区町村では2005年分以前のデータを提供している比率が高い。2009年以前分のデータの提供も社会増加率が高い市区町村ほど高い。

つぎに、住民基本台帳の登録における第2の変更点(外国人を登録対象に含める変更)に伴って集計方式に生じた影響をみてみよう⁴⁾。

表3-7は、2009年と2014年について収録データの対象人口の範囲と国籍別集計方式の種類を、対比したものである。2009年については町村分のデータの範囲に不明の場合が多いので、表3-7・表3-8では両年次とも市・特別区のみ結果を掲げる。このうち外国人分のデータ自体が表示されている集計方式およびその算出が実質的に可能な集計方式は、「日本人・外国人の2区分」「日本人・外国人・合算の3区分」「日本人・合算の2区分」「外国人・合算の2区分」である。また、2014年については各市区の所在地域の属性別に示した。所在地域の区分は、表3-1と同一である。

2014年分では外国人分自体が表示されている方式と外国人分の算出が実質的に可能な方式が2009年分と比べて1割弱増加してはいるが、2割程度にすぎない。この比率が2014年分において他の地域より高いのは、外国人の比率が高い大都市とその周辺地域である。

表3-8は、同じく2014年について収録データの対象人口の範囲と国籍別集計の区分を、各市区町村の総人口の規模別に示したものである。外国人分の算出が実質的に可能な集計方式の採用比率には、政令指定都市において高いほかは明瞭な傾向は認められない。

つぎに、提供されている年齢別登録人口データの年齢区分の方式をみてみよう。

表3-9は、2009年と2014年について収録データの集計表における最高年齢層³⁾を除く年齢層の年齢区分方式を、所在地域の属性別に示したものである。2014年分と2009年分を比較すると、区分が最も細分化された各歳別集計の比率は66%から78%へ高まっている。所在地域を属性別にみると、

表 3-1-7 所在地別国籍別住民数データの収録状況

対象人口別集計収録市区総数	検査時期		(単位:市区)											
	2009年	2014年	3大都市圏内			3大都市圏外			3大都市圏外			3大都市圏外		
	市・特別区(町村を除く)	同左	名古屋圏	大阪圏	東京圏	3大都市圏内	3大都市圏外							
「日本人」のみ	545	569	62	79	124	265	62	79	124	23	26	23	75	20
「(日本人・外国人の)合算」のみ	350	12	1	0	2	3	1	0	2	1	0	1	1	0
不明 ²⁾	135	450	48	68	94	210	48	68	94	21	21	15	58	11
(外国人非区分 比率 %)	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「日本人」・「外国人」の2区分	(83%)	(81%)	(79%)	(86%)	(77%)	(80%)	(79%)	(86%)	(77%)	(96%)	(81%)	(70%)	(79%)	(55%)
「日本人」・「外国人」・「合算」の3区分	6	16	3	1	6	6	3	1	6	0	2	3	1	0
「日本人」・「外国人」・「合算」の2区分	24	67	10	6	15	30	10	6	15	1	1	3	11	5
「外国人」・「合算」の2区分	7	2	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0
(外国人区分 比率 %)	0	21	0	4	5	8	9	4	5	0	1	1	3	4
	(7%)	(19%)	(21%)	(14%)	(22%)	(19%)	(21%)	(14%)	(22%)	(4%)	(19%)	(30%)	(20%)	(45%)

1)地域の範囲は表3-1と共通。2)大部分は3大都市圏外所在の小都市である。その対象人口は、明示されていないもの住民基本台帳登録者(日本人)と考えられる。

表3-8 国籍別住民数データの対象人口別の人口規模別収録状況

収録市区総数	検索期間 2009年 市・特別区 人口規模 ¹⁾	2014年 一般の市・特別区 (単位:市区)										政令 指定 都市
		同左										
		~3万人	3~5万人	5~10万人	10~20万人	20~30万人	30~40万人	40~50万人	50万人~			
外国人区分	545	29	73	196	144	46	24	22	15	20		
「日本人」のみ	350	12	2	4	3	1	1	1	0	0		
「(日本人・外国人)の合算」のみ	135	26	54	160	110	38	21	18	13	11		
不明 ²⁾	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(外国人非区分 比率 %)	(93%)	(81%)	(77%)	(84%)	(78%)	(85%)	(92%)	(86%)	(87%)	(55%)		
外国人区分	6	16	1	4	7	3	0	0	1	0		
「日本人」・「外国人」の2区分	24	67	1	10	19	3	2	2	1	5		
「日本人」・「外国人」・「合算」の3区分	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0		
「日本人」・「合算」の2区分	0	21	2	5	4	1	0	1	0	4		
(外国人区分 比率 %)	(7%)	(19%)	(10%)	(23%)	(16%)	(22%)	(8%)	(14%)	(13%)	(45%)		

1)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会(2014)

2)大部分は3大都市圏外所在の小都市である。その対象人口は、明示されていないもの住民基本台帳登録者(日本人)と考えられる。

表3-9 所在地別年齢別住民数データの年齢区分方式

検索期間	所在地 ¹⁾	収録 市区町村数	各歳	(同左 比率)	5歳階級	10歳階級	3区分 ²⁾	(単位:市区町村)	
								65歳以上 を別掲	その他 ³⁾
2009年	総数	591	392	(66%)	144	7	28	7	13
2014年	総数	645	498	(78%)	96	4	17	12	18
	町村	48	32	(67%)	14	0	1	0	1
	3大都市圏内	28	21	(75%)	6	0	1	0	0
	一般の市・区	526	408	(80%)	71	4	15	12	16
	3大都市圏外	261	185	(71%)	38	4	10	10	14
	3大都市圏内	265	223	(84%)	33	0	5	2	2
	名古屋圏	62	48	(77%)	11	0	0	1	2
	大阪圏	79	65	(82%)	13	0	0	1	0
	東京圏	124	110	(89%)	9	0	5	0	0
	3大都市圏以外の県庁所在地 ⁴⁾	23	17	(74%)	5	0	0	0	1
	東京都の市	26	24	(92%)	2	0	0	0	0
	東京都の特別区 (再掲)	23	23	(100%)	0	0	0	0	0
	東京圏内の 東京都以外の都市	75	63	(84%)	7	0	5	0	0
	政令指定都市	20	20	(100%)	0	0	0	0	0

1)地域区分は、表3-1と共通。 2)15歳および65歳で区分。

3)6歳以下だけ各歳別・他は5歳階級、60歳以上だけ5歳階級別、65歳以上だけ5歳階級別、75歳以上別掲など。

4)政令指定都市を除く。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) 政令指定都市・東京圏の都市において9割以上の高率となっている。なお、各歳別集計の場合でも一括表示されている最高年齢層の下限は、大半が90歳代である。

表3-10は、2009年と2014年について収録データの集計表における年齢区分を、市区町村の人口規模別に示したものである。各歳別集計の採用比率は人口規模が大きいほど高くなっている。収録データが増大することに伴うサーバー容量関連の費用などが関係しているのであろう。

ところで、乳幼児・高齢者など特定年齢層の地域内の分布状況が把握できれば、年齢別登録人口データはより大きな利用価値を持つ。福祉サービス事業者や自治会など住民自治組織にとっても利用価値が大きいデータである。

表3-11は、2009年および2014年について収録データの集計表の行政区別・校区別などの域内の地域別表章の有無を人口規模別に示したものである。2014年の域内地域別表章は2009年と比べて採用数は増えている。人口規模別にみると、域内を分割した方式の採用は、人口規模が大きい地域を中心に進んでいるが、町村・中小都市では比率が低下している。町村における比率低下は、域内地域別表章を実施していた比較的人口規模が大きい町村が市に昇格した場合が多かったためである。人口規模が小さい市町村では、域内地域別表章を行えば、個人の年齢が特定される可能性が大きくなるという事情も作用しているのであろう⁵⁾。

つぎに、提供されている年齢別登録人口データの集計の周期をみてみよう。

表3-12は、2009年および2014年についての集計の周期を示したものである。2014年分については所在地域の属性別の集計結果も示した。2014年分を2009年分と比較すると、最も周期が短い月次データ提供が約1割増加し、6割近くに達している。四半期周期および半年周期の市区町村も増加し、年周期の市区町村は減少したので、全体に短周期化が進んだといえる。月次周期の比率は、東京都・政令指定都市など「都市色」の濃い地域において低く、大都市圏外の町村・小都市において高い。

また、基準日としては半年周期の集計の場合には9月末ないし10月1日

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

表3-10 年齢別住民数データの人口規模別年齢区分方式

(単位:市区町村)

人口規模 ¹⁾	該当自治体総数	収録自治体合計	年齢区分方式						
			各歳	(同左・比率)	5歳階級	10歳階級	3区分 ²⁾	65歳以上を別掲	その他 ³⁾
2009年総数	1950	591	390	(66%)	147	7	28	7	13
2014年総数	1742	645	498	(77%)	96	4	18	0	30
町村	929	76	53	(70%)	20	0	2	0	2
～3万人 ⁴⁾	559	51	32	(63%)	17	0	1	0	2
3万人～	370	25	21	(84%)	3	0	1	0	0
一般の市・特別区	793	549	425	(77%)	76	4	16	2	28
～3万人	78	29	12	(41%)	3	2	4	0	8
3～5万人	174	73	43	(59%)	19	1	3	0	7
5～10万人	271	196	155	(79%)	25	0	3	2	10
10～20万人	156	144	119	(83%)	19	1	6	0	2
20～30万人	50	46	42	(91%)	4	0	0	0	0
30～40万人	27	24	20	(83%)	3	0	0	0	1
40～50万人	22	22	20	(91%)	2	0	0	0	0
50万人～	15	15	14	(93%)	1	0	0	0	0
政令指定都市	20	20	20	(100%)	0	0	0	0	0

1)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会(2014)

2)15歳と65歳で区分。

3)6歳以下だけ各歳別・他は5歳階級、60歳以上だけ5歳階級別、65歳以上だけ5歳階級別、75歳以上別掲など。

4)住民数0の北海道6村を除く。

表3-11 年齢別住民数データの域内地域集計収録状況

(単位:市区町村)

検索期間	2009年10月			2014年12月		
	年齢別データ収録計 ²⁾ (A)	域内集計収録 ²⁾ (B)	地域集計収録率(B)/(A)	年齢別データ収録計 ²⁾ (C)	域内集計収録 ²⁾ (D)	地域集計収録率(D)/(C)
人口規模 ¹⁾						
総数	591	269	46%	645	289	45%
町村	46	19	41%	76	12	16%
～3万人 ³⁾	37	11	30%	51	9	18%
3万人～	9	8	89%	25	3	12%
一般の市・特別区	527	232	44%	549	257	47%
～3万人	20	3	15%	29	6	21%
3～5万人	75	18	24%	73	19	26%
5～10万人	191	74	39%	196	73	37%
10～20万人	140	68	49%	144	78	54%
20～30万人	38	27	71%	46	34	74%
30～40万人	27	16	59%	24	15	63%
40～50万人	21	16	76%	22	20	91%
50万人～	15	10	67%	15	12	80%
政令指定都市	18	18	100%	20	20	100%

1)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会(2014)

2)収録中断を除く。

3)住民数0人の北海道の6村を除く。

表3-12 年齢別住民数データの所在地別周期別収録状況

収録市区町村数	2009年 総数		2014年 総数										政令 指定 都市		
	検索時期 所在地域 ¹⁾ 周期		町村		一般の市・特別区			3大都市圏外		3大都市圏内				(再掲)	
	3大都市 圏外	3大都市 圏内	3大都市 圏外	3大都市 圏内	名古屋圏	大阪圏	東京圏	3大都市 圏外	3大都市 圏内	東京都 の市	東京都 の 特別区	東京圏の 東京都 以外の地域		東京都 特別区	東京都 特別区 以外の地域
	591	645	48	28	261	265	62	79	124	23	26	23	75	20	
月次	218	343	30	12	144	135	30	41	64	13	17	13	34	9	
3か月	39	41	0	0	10	24	4	9	11	3	1	5	5	4	
年3回 ²⁾	5	10	0	1	1	7	2	1	4	0	0	2	2	1	
半年	41	53	3	0	15	26	7	9	10	4	0	1	9	5	
年2回 ³⁾	3	5	0	0	3	2	0	0	2	0	0	0	2	0	
年	162	93	8	7	39	35	5	10	20	3	5	2	13	1	
その他 ⁴⁾	1	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
小計	469	548	42	20	213	230	48	71	111	23	23	23	65	20	
月次	61	49	4	3	26	16	5	5	6	0	1	0	5	0	
3か月	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
半年	2	3	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	
年	55	44	2	5	20	17	9	1	7	0	2	0	5	0	
小計	122	97	6	8	48	35	14	8	13	0	3	0	10	0	
(再掲)月次合計	279	392	34	15	170	151	35	46	70	13	18	13	39	9	
(同比率 %)	(47%)	(61%)	(71%)	(54%)	(65%)	(57%)	(57%)	(58%)	(57%)	(57%)	(69%)	(57%)	(52%)	(45%)	

1)地域区分は、表3-1と共通。

2)1月と4月と10月。

3)半年周期を除く。1月と4月、3月と12月など。

4)年5回(3月、6月、8月、12月)・4年间隔など。

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)が含まれている場合が大半であり、年2回周期(3月・12月など)・年3回周期(1月・4月・10月)・年5回周期(3月・6月・8月・9月・12月)などの場合も9月～12月が含まれているので、年齢別登録人口データを次年度の準備に必要な時期に提供することが意識されているのでないだろうか⁶⁾。

他方、(最新分の公表時に過去の集計が削除されて)最新分の集計だけしかサイトに収録されていない場合が約2割を占めており、利用の際に一定の制約となっていると考えられる。

表3-13は、収録されている2014年分についての集計の周期を人口規模別に示したものである。最も周期が短い月次集計の収録率は、人口規模との関連は明瞭ではないが、町村のうち比較的人口規模が大きいものおよび総人口が10万人前後の都市において高く、総人口が50万人以上の都市において低い。

表3-14は、同じく収録されている2014年分についての集計の周期を市区町村の直近の社会増減率別に対比したものである。月次集計の提供率は、社会増減率が「+0.5%～+1.0%」の都市および町村のうち社会増減率がプラスの場合に高く、人口規模が大きい都市が多い「+0.0%～+0.5%」の場合では低くなっている。これは、小都市における年齢別登録人口データの早期入手の必要性が高いことなどを反映した傾向であろう。

表3-13 年齢別住民数データ集計の公表周期(2014年)

人口規模 周期	総数 ¹⁾	町村		一般の市・特別区								政令 指定 都市
		~3万人 ²⁾	3万人 ~	~3万人	3~5 万人	5~10 万人	10~20 万人	20~30 万人	30~40 万人	40~50 万人	50万人~	
収録市区町村総数	645	51	25	29	73	196	144	46	24	22	15	20
過去分 も収録	345	24	19	14	34	114	80	25	11	11	4	9
月次	41	0	0	0	1	8	9	8	6	2	3	4
3か月	9	1	0	0	0	1	2	1	1	1	1	1
年3回 ²⁾	53	3	0	1	2	8	18	3	4	5	4	5
半年	5	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0
年2回 ³⁾	93	13	2	7	16	29	16	3	1	2	3	1
年	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
その他 ⁴⁾	548	41	21	22	56	163	126	40	23	21	15	20
小計	49	5	1	4	7	19	10	2	1	0	0	0
月次	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
3か月	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
半年	43	5	3	3	10	13	5	3	1	1	0	0
年	97	10	4	7	17	33	18	6	1	1	0	0
小計	394	29	20	18	41	133	90	27	12	11	4	9
(再掲)月次合計	(61%)	(57%)	(80%)	(62%)	(56%)	(68%)	(63%)	(59%)	(50%)	(50%)	(27%)	(45%)
(同上比率%)	1)2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会(2014) 2)住民数0人の北海道の6村を除く。											
	2)1月と4月と10月。 3)半年周期を除く。1月と4月、3月と12月など。											
	4)年5回(3月、6月、8月、9月、12月)・4年間隔など。											

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

表3-14 年齢別住民数データの社会増減率別サイト収録状況(2014年)

(単位:市区町村)

社会増減率 ¹⁾		総数								
		町村 ²⁾			市・特別区					
		～ -0.0%	+0.0%～	～ -1.0%	-1.0% ～ -0.5%	-0.5% ～ -0.0%	+0.0%～ +0.5%	+0.5%～ +1.0%	+1.0% ～	
収録市区町村総数		645	51	25	11	101	262	140	34	21
最新 だけ 収録	月次	49	3	3	1	9	21	7	4	1
	3か月	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	半年	4	0	0	0	2	1	1	0	0
	年	44	6	3	0	10	17	8	0	0
	小計	98	9	6	1	21	39	17	4	1
過去 も 収録	月次	344	28	14	6	55	139	69	22	11
	3か月	41	0	0	1	3	20	10	3	4
	年3回	9	0	1	0	0	3	3	1	1
	半年	53	3	0	0	3	25	17	4	1
	年2回 ³⁾	5	0	0	0	1	2	1	0	1
	年	93	11	4	3	17	34	22	0	2
	その他 ⁴⁾	2	0	0	0	1	0	1	0	0
小計	547	42	19	10	80	223	123	30	20	
(再掲)	月次合計	393	31	17	7	64	160	76	26	12
	同比率(%)	(61%)	(61%)	(68%)	(64%)	(63%)	(61%)	(54%)	(77%)	(57%)

1)2013年1月～2013年12月の「社会増減数」の期首時点の総人口に対する比率。国土地理協会(2014)

2)住民数が0人の北海道の6村を除く。

3)半年周期を除く。基準日が12月末と3月末、8月末と3月末など。

4)年5回など。

注

- 1) 市区町村の「財政力指数」の水準から判断できる。
- 2) 市区町村サイトに収録されている年齢別登録人口は、ほとんどが男女別に区分されている。なお、愛知県長久手市は、月次人口の男女別に区分されていない年齢4区分別データだけを2014年12月現在サイトに収録している。
- 3) 村による年齢別登録人口のサイト収録は、茨城県東海村、熊本県南阿蘇村の2村だけが把握できた。
- 4) 各市区町村サイトにおける集計表の最高年齢層についての下限年齢は、概ね90歳以上である。
- 5) 総務省自治行政局住民制度課「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の2014年1月分集計表では、市区町村別外国人の年齢別データは、男女総数が50人未満の場合および男女別計のいずれかが10人未満の場合は表示されていない。総務省自治行政局(2014b)

なお、長野県安曇野市(2014)は、行政区別年齢別人口の掲載を2014年1月分から行わなくなった理由として「集計単位における母数が少ない場合、そ

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田) くに該当する者の年齢が推定される恐れがあるためです。」としている。

- 6) 集計結果のインターネット上での市区町村による公表は、2014年9月末・10月1日分、同年10月末・11月1日分を見る限り、集計基準日の概ね1か月以内に行われている。

4 むすびにかえて

最後に本稿の考察を簡単に要約しておこう。

今回実施した検索の結果から、市区町村によるインターネット・サイトを利用した年齢別登録人口データの提供の拡大は継続しており、提供周期の短縮化および集計表における年齢区分の細分化などの傾向が指摘できる。地域的な傾向は2009年の検索結果とほぼ同様であった。各地域における行政機関内外の利用需要の特性に対応したものといえよう。

他方、長期的な動向を判断するための集計・外国人を区分した集計・市区町村内の地域別集計などが提供されていない場合が相当数みられ、利用上の一定の制約と考えられる。

【参考文献】

下記のうちインターネット上で公開されている文書は、2014年12月に閲覧した。また、年齢別登録人口データを収録する個別市区町村のインターネット・サイトのアドレスは、筆者の個人サイト (<http://homepage.kokushikan.ac.jp/ecyamada/user/>) からリンクを張っているので、省略した。

- 国土地理協会 (2009)『住民基本台帳人口要覧』平成21年版 国土地理協会
山田 茂 (2009)「地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について」国土館大学政経学会『政経論叢』150
松木茂弘 (2010)『自治体財務の12か月』学陽書房
高知県 (2012)「住民基本台帳人口移動」高知県サイト (<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/t-juukijinkou.html>)

地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の公表動向について(山田)

総務省自治行政局住民制度課 (2014a) 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント」 総務省サイト (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000062.html)

国土地理協会 (2014) 『住民基本台帳人口要覧 平成 26 年版』 国土地理協会

総務省自治行政局住民制度課 (2014b) 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」 統計センターサイト (<http://www.e-stat.go.jp/>)

総務省自治行政局 (2014) 「都道府県別市町村数の変遷」 総務省サイト (<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>)

総務省統計局 (2007 ~ 2014) 「住民基本台帳人口移動報告」 統計センターサイト (<http://www.e-stat.go.jp/>)

法務省 (2014) 「在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表」 法務省サイト (http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)

埼玉県 (2014) 「埼玉県町 (丁) 字別人口調査」 埼玉県サイト (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a009/index.html>)

千葉県 (2014) 「千葉県年齢別・町丁字別人口」 千葉県サイト (<http://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/nenreibetsu/index.html>)

東京都 (2014) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」 東京都サイト (<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/juukiy/jy-index.htm>)

奈良県 (2014) 「年齢別人口調査」 奈良県サイト (<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=34374>)

長野県安曇野市 (2014) 「地区別年齢別人口 (平成 26 年)」 安曇野市サイト (http://www.city.azumino.nagano.jp/shokai/toukei/chiku_nenrei/2014.html)

山口県周南市 (2014) 「市の人口」 同市サイト (<http://www.city.shunan.lg.jp/section/shimin/jinkou.html>)

山口県萩市 (2014) 「統計情報 (人口エクセル版)」 同市サイト (<http://www.city.hikari.lg.jp/toukei/jinkou.html>)